

妄想性障害と刑事責任能力

本 庄 武[※]

- I はじめに
- II 裁判員裁判を契機とする責任能力論の展開
- III 妄想性障害
- IV 最近の裁判例
- V 結びにかえて

I はじめに

本稿は、裁判員制度を念頭に大きく展開してきた責任能力の判定方法を検討するものである。筆者は、裁判員裁判開始前後の時点において、いくつかの論稿で責任能力の問題を検討していたものの¹⁾、実際の裁判員裁判において責任能力問題が扱われるようになってからは、この問題についてまとめた検討を行ってこなかった。その間に、重要な裁判例がいくつも出されるとともに、学説上も注目すべき新たな主張が続々と提示されるに至っている。この間の検討の空白を埋めることは筆者にとって喫緊の課題である。ところが、責任能力が問題となる精神障害には様々なものがあるうえに、この問題をめぐる議論は近時のものに限っても膨大であるため、それらの網羅的な検討は現在の筆者には困難である。そこで今回は、妄想性障害に関して近時出された重要な裁判例に検討の対象を限定する

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第21巻第3号 2022年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

- 1) 田岡直博・本庄武「責任能力」季刊刑事弁護 56号（2008年）68頁、金岡繁裕・本庄武「責任能力——『通り魔』なのか病気なのか？」村井敏邦・後藤真人（編）『被告人の事情／弁護人の主張』（法律文化社、2009年）123頁、山下幸夫・本庄武「責任能力」季刊刑事弁護 71号（2012年）176頁。

こととする。扱う素材は極めて断片的ではあるが、後述するように、妄想性障害は、現在の判例理論にとって試金石になる性質を有していると思われることから、検討対象として選定した次第である。

以下ではまず、裁判員裁判を契機とする責任能力論の展開を簡単に振り返った後に、妄想性障害の精神医学的特質を確認したうえで、重要な裁判例について検討を加えていくこととする。

II 裁判員裁判を契機とする責任能力論の展開

1. 裁判員裁判以前の動向

責任能力を巡る議論は裁判員裁判の開始を契機として、大きく展開した。

裁判員裁判が始まる以前は、「被告人の精神状態が刑法39条にいう心神喪失又は心神耗弱に該当するかどうかは法律判断であって専ら裁判所に委ねられるべき問題であることはもとより、その前提となる生物学的、心理学的要素についても、右法律判断との関係で究極的には裁判所の評価に委ねられるべき問題である」として、精神医学の本文である精神障害の有無及びその程度という生物学的要素についても、鑑定が裁判所の判断を拘束することはなく、究極的には裁判所が判断することを明らかにした58年決定²⁾、「被告人の精神状態が刑法39条にいう心神喪失又は心神耗弱に該当するかどうかは法律判断であるから専ら裁判所の判断に委ねられているのであつて、原判決が、所論精神鑑定書（鑑定人に対する証人尋問調書を含む。）の結論の部分に被告人が犯行当時心神喪失の状況にあつた旨の記載があるのにその部分を採用せず、右鑑定書全体の記載内容とその余の精神鑑定の結果、並びに記録により認められる被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して、被告人が本件犯行当時精神分裂病の影響により心神耗弱の状態にあつたと認定したのは、正当として是認することができる」として、精神鑑定が用いている責任能力の基準及び前提となる資料に誤りや過不足がない場合でも、裁判所が、犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行

2) 最決1983(昭58)・9・13判時1100号156頁。

の動機・態様等を裁判所が独自に認定することにより、鑑定と異なる結論を導いてもよいとする 59 年決定³⁾のもとで、法的には裁判所の裁量を大きく確保した枠組みが用いられていた。その背景には、人間の内面、それも過去の犯行時の内面を明らかにする作業の困難性から、精神鑑定の精度にはなお限界があり、ときには 1 つの事件について対立する複数の鑑定が出されることがあることから、鑑定の内容をそのまま判決の基礎とすることに躊躇が感じられることがあったと思われる。

ただし、58 年決定においては、生物学的要素のみならず、心理学的要素である是非弁別能力及び行動制御能力の有無及び程度についても、「究極的には裁判所の評価に委ねられるべき」とされていた。見かけとは裏腹に、精神医学における臨床上的診断事項には含まれておらず、精神医学の本分とはいいたい心理学的要素についても、精神鑑定の対象になることが前提となっているほか、「究極的には」裁判所が独自に評価するということは、裏返せば、特に精神鑑定の内容に疑義がない場合には精神鑑定を尊重して判断していくことが含意されている、ともいえる状態にあった。

しかしながら、そうした暗黙知に依拠した精神鑑定と裁判所の判断の微妙な関係性は、一回限りしか判断に携わらない裁判員には通じない。従来判例は、字面のうえでは、裁判員に対し、裁判所がフリーハンドで判断することができる、という印象を与えてしまうおそれがあった。そのため、裁判員制度の導入を控えて新たな判例が打ち出されたのだと思われる。

2. 裁判員裁判開始目前の動向

最高裁は、2008 年に、58 年決定を改めて確認するとともに、「生物学的要素である精神障害の有無及び程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度については、その診断が臨床精神医学の本分であることにかんがみれば、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合には、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりするなど、こ

3) 最決 1984 (昭 59)・7・3 刑集 38 卷 3 号 2783 頁。

れを採用し得ない合理的な事情が認められるのでない限り、その意見を十分に尊重して認定すべきものというべきである」として、原則として鑑定を尊重すべきとの判断を打ち出した20年判決を出した⁴⁾。

この判例は、あくまでも心理学的要素である是非弁別能力及び行動制御能力の有無及び程度という責任能力判断に直結する判断についてではなく、これらの能力に及ぼす生物学的要素が与えた影響の有無及び程度についての鑑定の判断を尊重するとしたものであるから、責任能力判断の結論自体は、裁判所が主体的に決めることを予定したものであった。しかしそうはいても、心理学的要素の有無及び程度について鑑定人が見解を提示した場合、鑑定意見は事実上判決に大きな影響を及ぼすことになり得る⁵⁾。最高裁判決における、具体的な事案への当てはめ自体が、そのことを示唆するものであった⁶⁾。

それだと鑑定人の影響力が過大になることが懸念されたのであろう。複数の信

4) 最判2008(平20)・4・25刑集62巻5号1559頁。

5) 20年判決自体、鑑定の信用性を評価するに当たり、鑑定が、「正常な精神作用が存在していることをとらえて、病的体験に導かれた現実の行為についても弁識能力・制御能力があったと評価することは相当ではないとしている」ことも評価の対象にしており、鑑定が行った心理学的要素の有無・程度の評価についても考慮に含めている。この点については、生物学的要素の有無及び程度とそれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度に関する鑑定の判断の信用性を検討するうえで、結論から立ち返って論じたものと解することもできる、と解説されている(前田巖『最高裁判所判例解説平成20年度刑事篇』363頁)。仮にこの解説の理解が正しいとしても、鑑定が心理学的要素の有無及び程度について言及している場合、十分に尊重すべき部分を、その手前の生物学的要素が心理学的要素の与えた影響の有無及び程度までにとどめる、というのは心証形成のあり方として不自然であるから、心理学的要素の有無及び程度についての裁判所の判断にも大きな影響を及ぼすことは否定できないと思われる。

6) 20年判決は、基本的に信用するに足りる鑑定を採用できないとした原判決の証拠評価は相当なものとはいえない、としつつ、59年決定を引用して、列挙した「諸事情から被告人の本件行為当時の責任能力の有無・程度が認定できるのであれば、原判決の上記証拠評価の誤りは、判決に影響しないということができる」としている。このことは、責任能力判断の結論自体は裁判所の主体的決定に留保されていることを示している。しかしながら、20年判決は、信用に値する鑑定に関係証拠を総合すれば、「本件行為当時、被告人は、病的異常体験のただ中であつたものと認めるのが相当」であり、「統合失調症の幻覚妄想の強い影響下で行われた本件行為について、原判決の説示する事情があるからといって、そのことのみによって、その行為当時、被告人が事物の理非善悪を弁識する能力又はこの弁識に従って行動する能力を全く欠いていたのではなく、心神耗弱にとどまっていたと認めることは困難である」としている。鑑定が信用に値するとされるのであるから、鑑定が辿るその先の筋道に依拠した判断となりやすいことが示唆されているように思われる。

頼できる鑑定が並立し得る現状では、鑑定に全面的に依拠することは難しい。どの鑑定人が鑑定を担当したのかによって、結論が左右されることになれば、望ましくない事態ということになってしまう。その疑いがある場合、本来的には再度別の鑑定人に鑑定を依頼すればよいはずであるが、当時は、裁判員裁判において複数の鑑定が法廷に提出されると裁判員の判断に困難を来すという懸念も存在していたため⁷⁾、この選択肢も採りづらい状況にあった。

この状況で、20年判決後に公表された2009年の司法研究報告書は、①当該事案の本質的な部分にまで立ち返って判断すべき重要なポイントを整理し、裁判員に提示する必要があるとして、一例として統合失調症に関して、犯行が妄想に調節支配されていたか否かが責任能力判断のポイントとなる事案では、端的に、「精神障害のためにその犯罪を犯したのか、もとの人格に基づく判断によって犯したのか」という視点から検討するのが裁判員にとって理解しやすいのではないと思われる、とする⁸⁾。さらに、②参考意見とはいいいながら、精神医学の専門家である鑑定人が法律判断の一方に明示的に軍配を上げたときの裁判員に対する影響は相当に大きく、また鑑定人の間で責任能力に対する考え方に共通認識があるとはいい難いところ鑑定人がどのような責任能力の考え方によっているのか必ず市の検証できるとはいいい難いために、本来その立場にない鑑定人において、責任能力の結論に当たる意見を裁判員に提示することは、誤解を招き議論を混乱させるおそれもあるとして、鑑定人が責任能力の結論に直結するような形で弁識能力及び制御能力の有無・程度に関して意見を示すことはできるだけ避けるのが望ましい、とした⁹⁾。

提案②については、鑑定人に心理学的要素の有無及び程度についての意見を述べさせないことにより、精神鑑定の影響力が過大になり過ぎないようにすることを意図したものだと解される。この提案に沿った形で、現在は、「精神の障害が犯行に及ぼす影響の機序」が鑑定事項とされ、責任能力判断の結論に直結する心

7) 司法研修所(編)『難解な法律概念と裁判員裁判』(法曹会、2009年)48頁。この問題についての筆者の検討として、本庄武「裁判員制度下における精神鑑定の課題」法律時報84巻9号(2012年)23頁がある。

8) 司法研修所(編)・前掲注7)36頁。

9) 司法研修所(編)・前掲注7)42頁。

理学的要素の有無及び程度については意見を求めないことが一般的になっている¹⁰⁾。

他方、提案①については、その後に出された最高裁の21年決定に引き継がれたといわれている。21年決定は、58年決定、59年決定、20年判決を引用したうえで「専門家たる精神医学者の精神鑑定等が証拠となっている場合においても、鑑定の前提条件に問題があるなど、合理的な事情が認められれば、裁判所は、その意見を採用せずに、責任能力の有無・程度について、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定することができる」と述べ、本件で問題となった佐藤鑑定について、原判決が「責任能力判断のための重要な前提資料である被告人の本件犯行前後における言動についての検討が十分でなく、本件犯行時に一過性に増悪した幻覚妄想が本件犯行を直接支配して引き起こさせたという機序について十分納得できる説明がされていないなど、鑑定の前提資料や結論を導く推論過程に疑問があるとして、被告人が本件犯行時に心神喪失の状態にあったとする意見は採用せず、責任能力の有無・程度については、上記意見以外の点では佐藤鑑定等をも参考にしつつ、犯行当時の病状、幻覚妄想の内容、被告人の本件犯行前後の言動や犯行動機、従前の生活状態から推認される被告人の人格傾向等を総合考慮して、病的体験が犯行を直接支配する関係にあったのか、あるいは影響を及ぼす程度の関係であったのかなど統合失調症による病的体験と犯行との関係、被告人の本来の人格傾向と犯行との関連性の程度等を検討し、被告人は本件犯行当時は非弁別能力ないし行動制御能力が著しく減退する心神耗弱の状態にあったと認定したのは、その判断手法に誤りはない」としている¹¹⁾。

21年決定は、20年判決を明示的に引用しているものの、20年判決の判示は鑑定の信用性だけを焦点として判断すればよいと受け取られかねず、最終的な責任能力の判断が専ら裁判所に委ねられるべき法律判断であり、諸事情を総合判定す

10) これには、精神医学の側から提唱された、いわゆる8ステップ論が大きな役割を果たした。岡田幸之「責任能力判断の構造と着眼点——8ステップと7つの着眼点」精神神経学雑誌115巻10号(2013年)1064頁参照。

11) 最決2009(平21)・12・8刑集63巻11号2829頁。

べきとしてきたこれまでの判例理論ないしは実務傾向とのバランスが失われるおそれがある、と考えられたところから出されたものだ、と指摘されている¹²⁾。そして、59年決定に依拠して責任能力判断の総合判定を行う際に、「病的体験と犯行との関係、被告人の本来の人格傾向と犯行との関連性の程度等」という中間的な判断要素を提示しており、これは司法研究の提案①を基本的には認めたと評価することも可能である、とされている¹³⁾。

21年決定は、20年判決によれば、鑑定意見を十分に尊重しなくてよい場合である、「鑑定の前提条件に問題があったりするなど、これを採用し得ない合理的な事情が認められる」場合を具体化したものである。20年判決は、鑑定を採用し得ない合理的事情の有無の検討において、「結論を導く過程にも、重大な破たん、遺脱、欠落は見当たらない」ことを指摘していた。それを受けて、21年決定は、幻覚妄想が犯行を引き起こさせたという機序について十分納得できる説明がされていないことから、結論を導く推論過程に疑問があるとしている。それにより、21年決定は、病的体験が是非弁別能力・行動制御能力に及ぼした影響の有無・程度についての鑑定意見の判断を尊重せず、独自の判断で病的体験と犯行との関係及び人格と犯行との関連性を検討したものとみられる。

このように21年決定を理解すると、司法研究報告書の提案①とこれを採用した21年決定の判示も、提案②と同様に、精神鑑定の影響力が強くなりすぎないようにして、裁判所の主体的判断を確保することを狙いとしたのだとみることができる。被告人の本来の人格傾向と犯行との関連性は、責任能力が問題とならない通常の事件では事実認定の一環として経験則により認定されているものである。そうである以上、裁判員の市民感覚も踏まえつつ、主体的な判断をしてもらうことができる事柄であると考えられたものと思われる。これらの判断枠組みは、病気と犯行の関連性、人格と犯行の関連性について、「判断できるはずである」という可知論を前提としたものとなっている。

しかし、責任能力が問題となる事件、とりわけ心神耗弱か完全責任能力かが争

12) 任介辰哉『最高裁判所判例解説刑事篇平成21年度』664頁。同旨の指摘は、司法研修所(編)・前掲注7)34頁でもなされていた。

13) 任介・前掲注12)669頁。

点となる事件においては、被告人に正常な判断能力が多かれ少なかれ残されていることがむしろ一般的であろう。正常な判断能力が働く余地が全くなかった事案というのは少数ではないかと思われる。にもかかわらず、病影の影響と人格の影響を並列的に判断した場合、ほとんどの場合、正常な判断はそれなりに働いていたと判断されることにならないか、という疑問が残るところである。

こうして、裁判員裁判における責任能力判断は、20年判決に沿って精神鑑定を尊重する方向ではなく、21年決定に沿って責任能力を肯定する方向で判断を統一させることで、鑑定の影響力が大きくなりすぎず、かつ裁判所の主体的判断で責任能力判断を行う体制が確保されることになった。

3. 裁判員裁判開始後の動向

実際に裁判員裁判開始当初は、心神喪失で無罪を言い渡す事例は見当たらず、心神耗弱を認定した事案についても、検察官が完全責任能力を主張していた場合はごく少数にとどまり、その大部分は被告人が心神耗弱であったことについて当事者に争いが無い事案であるという状況であった¹⁴⁾。

しかしこの状況に変化が生じている。まず裁判員裁判で心神喪失を認定し無罪とする判決が散見されるようになってきた¹⁵⁾。その要因は定かではないが、起訴前鑑定を実施する事件数が増加した結果、必ずしも経験が豊かとはいえない精神科医が鑑定を実施することとなり、内容に問題のある鑑定が多くなった、との指摘がある¹⁶⁾。また、複数鑑定が当初言われたほど厳格には制限されなくなり、検察官が依拠する起訴前鑑定に対立する裁判員法50条に基づく正式鑑定が実施

14) 田岡直博「裁判員裁判における責任能力判断」季刊刑事弁護69号(2012年)52頁によれば、弁護人が心神喪失又は心神耗弱を主張した事件について、日弁連裁判員本部が2011年8月末日までに収集した63件中、47件で検察官が弁護人の主張を争い、そのうち、弁護人が心神喪失を主張する一方で検察官が完全責任能力を主張した結果、判決で心神耗弱が認定された事件が3件あり、その他は、検察官の主張通りに完全責任能力が認定された、とのことである。

15) 確認し得た限りでは、京都地判2012(平24)・12・7LLI/DB L06750623を嚆矢として、年間1、2件は心神喪失を理由とする無罪判決が出されている。

16) 田口寿子「精神鑑定に対する裁判員制度の影響を検証する」精神神経学雑誌123巻1号(2021年)26頁。

される事案が増加したことも影響したと考えられる¹⁷⁾。

その後、控訴審において、第一審の裁判員裁判の責任能力判断を破棄する事案が目立ってきており¹⁸⁾、第一審が完全責任能力を認定した事案で心神喪失を認定し無罪とする事例も出てきている¹⁹⁾。責任能力判断は法律判断であるとはいえ、裁判員の健全な市民感覚が反映される余地が大きな判断である。そのため控訴審としては第一審の判断に介入することに謙抑的であるべきとの考え方もあったが、裁判所は事実認定一般について、論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことができれば裁判員裁判の判断にも介入してよい、との立場を打ち出した²⁰⁾。責任能力の認定も同様に考えることで、控訴審が介入する余地が開かれていったものと思われる。

そして大量殺人事件の事案で、現状の量刑傾向からする限り、完全責任能力が認定されれば死刑以外の結論が考えにくい事案において、第一審が完全責任能力を認定し死刑を言い渡した事件について、控訴審が心神耗弱を認定することにより、量刑を無期懲役に変更する事案までもが、しかも2件立て続けに登場するに至った²¹⁾。さらには3名殺害事案において、第一審で心神喪失により無罪を言い渡した事例も登場している²²⁾。いずれも、実務において責任主義が形骸化し

17) 各年の『裁判員制度の実施状況等に関する資料』によれば、判決件数を分母とする第1回公判期日前鑑定実施率は、2010年は2.7%であったが、2021年は7.3%になっている。司法研修所(編)『裁判員裁判において公判準備に困難を来した事件に関する実証的研究』(法曹会、2018年)118頁は、起訴前鑑定を尊重し得ない具体的な事情を主張すれば、50条鑑定が認められることを示唆している。

18) 確認し得た限りでは、福岡高判2011(平23)・10・18裁判所ウェブサイトを嚆矢とするが、破棄判決が目立ってきたのは2016年以降である。近時は特に増加しており、2019年は4件、2020年は3件の破棄判決が確認できる。多くは被告人に利益な方向での破棄であるが、被告人に不利益な方向で原判決を破棄した裁判例もある。具体的には、大阪高判2019(令1)・7・16裁判所ウェブサイト(原審で心神耗弱の結論について弁護士・検察官に争いがなかった場合で、職権判断により完全責任能力を認定)、名古屋高金沢支判2020(令2)・7・28LEX/DB25566594(原審の心神喪失判断に対する検察官控訴を容れて心神耗弱を認定)、名古屋高判2021(令3)・11・8LEX/DB25592045(原審の心神喪失判断に対する検察官控訴を容れて破棄差戻し)である。控訴審破棄の現状については、福岡伸一郎「控訴審破棄判決に見る責任能力の審理の問題点について」駒澤法曹17号(2021年)193頁も参照。

19) 東京高判2019(令1)・8・29LEX/DB25563821、広島高判2020(令2)・9・1裁判所ウェブサイト。

20) 最決2013(平25)・4・16刑集67巻4号549頁。

ていないことを示す究極の実例であろう。

他方で、2019年に公表された司法研究報告書は、ヒアリング等の結果によると、統合失調症などの典型的な精神障害が問題となる事案の判断枠組みとしては、概ね3つが用いられているとして、①「精神障害の影響のためにその罪を犯したのか、もともとの人格に基づく判断によって犯したのか」という2009年の司法研究報告書が提言した概念、②「精神障害の影響のためにその罪を犯したのか、正常な精神作用によって犯したのか」という①の変形、③「精神障害の影響により、自分の行為について、してもよいことなのか悪いことなのかを判断する能力や、その判断に従って行動をコントロールする能力が失われていたため（著しく低下していたため）に、罪を犯したのか」という、判例上の概念を平易化した枠組みを挙げる。そのうえで、第1に、①は統合失調症の場合に、平素の人格と乖離しているかが重視されることが多いことに着目して提唱されたものであるので、他の精神障害について、同じ説明が妥当するわけではないことは当然であること、第2に、統合失調症が問題となる場合でも、人格異質性を判断の重要な要素にすることが難しい事案にあえてこの中間概念を使う必要はないこと、第3に、統合失調症の場合、「精神障害の圧倒的な影響（著しい影響）のためにその罪を犯したのか」が、責任能力判断の分かれ目になってきたことから、「もともとの人格」とは、より本質的には「正常に判断・制御する部分」と理解されるべきことから、②がより汎用的であること、第4に、類型ないし事案ごとに判断の分岐点となる的確な判断対象を設定することができれば、②は躁うつ病、アルコール関連障害、薬物関連障害などにおいても有効に活用できること、第5に、③を提示しても、裁判員の理解に特段支障は生じていないと述べる裁判官も少なくないが、それは当該事案において重要と考えている要素（判断の分岐点）を、何らかの形で抽出して指摘しているためであると考えられること、第6に、知的障害やパーソナリティ障害、発達障害などの精神障害や複数の精神障害を併発している事案では判断のポイントについて法律家として未整理な状況であり、当面は③も利用

21) 東京高判2019(令1)・12・5判時2471号113頁、大阪高判2020(令2)・1・27判時2515号77頁。

22) 神戸地判2021(令3)・11・4判時2521号111頁。

しつつ、判断の分岐点をさぐりながら、事案を集積していくほかないこと、について指摘している²³⁾。

2019年の司法研究報告書は、人格という概念の多義性に鑑みて、当初の枠組みを微修正し、「正常な精神作用」と言い換えたものであり、その本質は変わっていないと思われる。既にみたように、この報告書が公表されて以降も、責任能力を否定する方向での裁判例は出続けている現状にあるが、その中には、判断枠組み②を用いて心神喪失を認定した裁判例も含まれている²⁴⁾。責任能力を否定する方向での裁判例の増加が判断枠組みの変化に起因する、とは言い得ない。

以上の考察により、こうした動向がなぜ生じてきたのかは定かではないものの、責任能力判断は、裁判員裁判開始当初から変化してきているのは間違いないところだと思われる。

Ⅲ 妄想性障害

妄想性障害とは、かつてパラノイアと呼ばれていた精神障害である。パラノイアとは、クレペリンの定義によると、内的原因による、持続的で確固たる妄想体系の緩やかな発展であり、その際、思考、意志、行為においては、明晰さと秩序とが完全に保たれているものである、とされる。パラノイアは、本質的には、特異性をもった精神像が日常の生活刺激の影響のもとで示す自然な発展とみなされ、この精神的特異性の背景に内的原因が想定され、心因精神病や精神分裂病と区別されるべき疾病単位として捉えられた、とのことである²⁵⁾。パラノイアと妄想性障害の違いは、つきつめると従来診断か操作的診断かによるところが極めて大きい、とされる²⁶⁾。

23) 司法研修所(編)『裁判員裁判と裁判官——裁判員との実質的な協働の実現をめざして』(法曹会、2019年)95頁。②は、安田拓人「責任能力の具体的判断枠組みの理論的検討」刑法雑誌51巻2号(2012年)269頁の提唱にかかるものである。

24) 名古屋地松本支判2020(令2)・8・31 LEX/DB 25566799、津地判2021(令3)・3・26 LEX/DB 25592044、長崎地判2021(令3)・9・21 LEX/DB 25591134、前掲注22)・神戸地判2021(令3)・11・4、横浜地判2022(令4)・1・12 LEX/DB 25591900。

25) 竹之内明・杉本吉史・山上皓「ケーススタディ③パラノイア」季刊刑事弁護17号(1999年)74頁〔山上執筆部分〕。

現在国際的に用いられている代表的な診断基準である、アメリカ精神医学会の精神疾患診断・統計マニュアル第5版（DSM-5）では、妄想性障害は次のような診断基準により診断される²⁷⁾。

- A. 1つ（またはそれ以上）の妄想が1カ月間またはそれ以上存在する。
- B. 統合失調症の基準Aを満たしたことがない。
注：幻覚はあったとしても優勢でなく、妄想主題に関連していること（例：寄生虫妄想に基づく虫が寄生しているという感覚）
- C. 妄想またはそれから波及する影響を除けば、機能は著しく障害されておらず、行動は目立って奇異であったり奇妙ではない。
- D. 躁病エピソードもしくは抑うつエピソードが生じたとしても、それは妄想の持続期間と比べて短い。
- E. その障害は、物質または他の医学的疾患の生理学的作用によるものではない。また醜形恐怖症や強迫症など他の精神疾患ではうまく説明されない。

このうち、基準Bで言及されている統合失調症の基準Aとは、以下のものである²⁸⁾。

- A. 以下のうち2つ（またはそれ以上）、おのおのが1カ月間（または治療が成功した際はより短い期間）ほとんどいつも存在する。これらのうち少なくとも1つは（1）か（2）か（3）である。
 - （1）妄想
 - （2）幻覚
 - （3）まとまりのない発語（例：頻繁な脱線または減裂）
 - （4）ひどくまとまりのない、または緊張病性の行動
 - （5）陰性症状（すなわち情動表出の減少、意欲欠如）

なお、もう1つの国際的な診断基準である、WHOが作成したICD-11においては妄想症という診断名が用いられている²⁹⁾。

26) 安藤久美子・岡田幸之「パラノイア／妄想性障害と司法精神医学」臨床精神医学 42 巻 1 号（2013 年）102 頁。

27) 高橋三郎・大野裕（監訳）『DSM-5——精神疾患の診断・統計マニュアル』（医学書院、2014 年）90 頁。

28) 高橋・大野（監訳）・前掲注 27）99 頁。

妄想性障害は、妄想を唯一の症状とする精神障害であり、妄想以外の点では、妄想性障害の精神状態は正常である、とされる。妄想とは、「訂正不能の誤った確信」であり、「確信」の内容は、現実により得るものから、荒唐無稽なものまでの大きな幅がある。現実により得る妄想については、単なる強い猜疑心や疑り深い性格との鑑別は容易ではないとされ、例えば、現に執行猶予で釈放された被告人の、警察から尾行・監視されているという思い込みが出发点であるが、その後、警察官が催眠術を使って悪事を働いている、などの内容に発展した場合は、妄想であると明確に判定できるが、仮に警察から尾行・監視されているというレベルに留まっていた場合は、妄想か正常心理かの鑑別はきわめて困難である、とされる。他方で、統合失調症との異同については、妄想を有しているがゆえに自分の周囲に発生する出来事を曲解する場合、幻覚との区別が困難なことがあり、すべては妄想から2次的に派生したものであると解釈するか（すなわち、妄想が唯一の症状であると解釈するか）、あるいは妄想とは別に症状が発生していると解釈するか（すなわち、妄想が唯一の症状ではないと解釈するか）は、実地上は困難で、精神科医の意見も分かれることが多いとされる。そのため、妄想を主とする精神障害から、統合失調症を除いたものをすべて妄想性障害と呼んでいる、とのことである³⁰⁾。

そのことから、症例ごとによって診断根拠となる精神病理学的基盤が異なり、より統合失調症に近縁ととる立場から、人格一状況反応による妄想発展（一種の異常体験反応）、より感情病圈内、さらにはかなり独立した疾患単位とみなす立場まであって、「パラノイア患者は存在するがパラノイアという疾患は存在しない」と指摘されている³¹⁾。

なお、「訂正不能の誤った確信」といわれるが、DSM-5の原文は、not amenable to change であるから、厳密には「反証があっても変わりにくい確信」とする方が原文に忠実である、との指摘がある³²⁾。

29) 杉原玄一・村井俊哉「統合失調症または他の一次性精神症群」精神神経学雑誌 123 巻 1 号 (2021 年) 292 頁。ICD-10 では、持続型妄想性障害という名称であった。

30) 村松太郎『妄想の医学と法学』（中外医学社、2016 年）42 頁。

31) 坂口正道「統合失調症、妄想性障害」松下正明（編）『司法精神医学第 2 巻：刑事事件と精神鑑定』（中山書店、2006 年）149 頁。

このように統合失調症との区別が困難な場合はあるものの、注目されるのは、統合失調症には、診断基準B「障害の始まり以降の期間の大部分で、仕事、対人関係、自己管理などの面で1つ以上の機能のレベルが病前に獲得していた水準より著しく低下している（または、小児期や青年期の発症の場合、期待される対人的、学業的、職業的水準にまで達していない）。」³³⁾というものがあるのに対し、妄想性障害については前述した診断基準Cがあることである。このことは、精神疾患としてどのくらい重症かという問題とは別次元の問題として、妄想性障害と診断された場合には、妄想の影響を除けば日常生活を支障なく送れていると判定されたことを意味する。そのため、前述した、「病気の影響なのか人格ないし正常な精神作用の影響なのか」という判断基準を用いる場合、機能レベルの低下が認められる統合失調症の場合には、犯行は発症以前の元々の人格とは異質であると認定されやすいのに対して、日常生活を送るだけの能力が損なわれていない妄想性障害の場合には、責任能力が肯定されやすくなると思われる。このことから、妄想性障害の場合をどう判断するのかが、司法研究報告書が提唱した判断枠組みの試金石になると思われるのである。以下では、最近の裁判例を検討していきたい。

IV 最近の裁判例

1. 加古川事件最高裁判決

まず注目すべきなのは、親族ら隣人7名を殺害し、1名に重傷を負わせた加古川事件についての最高裁27年判決³⁴⁾である。

最高裁はまず、58年決定と20年判決を引用し、心神喪失・心神耗弱該当性は専ら裁判所に委ねられるべき問題であるが、その判断の前提となる生物学的要素の有無・程度とこれが心理学的要素に与えた影響の有無・程度については、専門家たる精神医学者の意見を採用し得ない合理的な事情が認められるのでない限り、

32) 村松・前掲注30) 66頁。

33) 高橋・大野（監訳）・前掲注27) 99頁。

34) 最判2015（平27）・5・25判時2265号123頁。

裁判所はその意見を十分に尊重して認定すべきである、とする。

そのうえで、原审に提出された五十嵐鑑定意見に依拠して、本件犯行当時、被告人が妄想性障害に罹患しており、本件犯行も一定程度その影響を受けたものであることは否定し難い一方で、被告人が、妄想性障害により、その判断能力に著しい程度の障害を受けていたとする部分については、採用し得ない合理的な事情が認められるため、被告人に完全責任能力を認めた原判決は是認できるとした。

五十嵐医師は、妄想性障害の影響で衝動性や攻撃性が高まっていたところに、きっかけとなる隣人との口論があって、爆発的に興奮したからこそ、7名連続殺害ができたとするが、①被告人は、子供の頃から短気で、些細なことに興奮しやすい性格で、自分に対し侮辱的な態度を見せる相手に対しては強い攻撃性を見せる一方で、自分を尊重してくれる相手とは特にトラブルを起こすことはなかったこと、②被害にあった家族との間では、本件犯行の数年前に比較的大きなトラブルを起こしており、それらをきっかけに殺意を抱くようになり、本件犯行の日まで殺害の機会をうかがっていたとの被告人の供述は、①のような被告人の性格傾向や、被害者らとの長年にわたる確執を考慮に入れば、十分了解可能であること、③被告人の妄想は、被害者らが自分たちを除け者にし、追い出そうと画策しているというものであって、攻撃しなければ自分たちがやられるといった差し迫った内容のものではなかったこと、また被告人が被害者ら隣人から疎まれ、警戒されていたことは事実であり、被告人の妄想は、現実とかけ離れた虚構の出来事を内容とするものでもなかったこと、④本件犯行の際の被告人の行動は、合目的で首尾一貫しており、犯行時に記憶にも大きな欠落はみられないこと、⑤口論になった隣人を後回しにして、被害者らを襲うことにした理由について、最も強い恨みや憎しみを感じていた被害者らに逃げられてはいけないと考えたとの供述には特段の異常性はみられないことを十分に考慮してはいない。これらの事情からすれば、被告人の行動は、合目的で首尾一貫しており、犯行の動機も、現実の出来事に起因した了解可能なものであり、被告人が犯行当時爆発的な興奮状態にあったことをうかがわせる事情も存しない。被告人は妄想性障害のために、被害者意識を過度に抱き、怨念を強くしたとはいえようが、同障害が本件犯行に与えた影響はその限度にとどまる上、被告人の妄想の内容は、現実の出来事に基礎

を置いて生じたものと考えれば十分に理解可能で、これにより被害者意識や怨念が強化されたとしても、その一事をもって、判断能力の減衰を認めるのは、相当とはいえない。そうすると、被告人が、妄想性障害により、その判断能力に著しい程度の障害を受けていたとする五十嵐鑑定意見はその結論を導く過程において、妄想の影響の程度に関する前提を異にしているといわざるを得ない。以上から、最高裁は、完全責任能力を認め、死刑を科した原判決を維持している。

27年判決については、まず、20年判決のみを引用し、21年決定を引用しなかったことに意味を見出す見解がある³⁵⁾。この見解によれば、本判決は、21年決定の、病気の影響と人格の影響をそれぞれ判断することで可知論を徹底する立場に距離を置いているようにも思われる、とされる。しかしながら、27年判決は、「結論を導く過程において、妄想の影響の程度に関する前提を異にする」ため、この点に関する五十嵐鑑定意見は尊重しなくてもよい、と述べるものであり、20年判決の規範を当てはめたものである。結論を導くのに必要な先例は20年判決である。21年決定は、27年判決と同様に20年判決を当てはめて事例判断を行った体裁を採っているものであり、27年判決が21年決定は引用する必要はない。21年決定はあくまでも事実上20年判決を軌道修正したにとどまり、形式的には20年判決と21年決定には齟齬はないのであるから、27年判決が21年決定を引用しなかったからといって、再度の軌道修正を図ったことにはならないと思われる。

むしろ、27年判決は、妄想性障害の影響は、被害者意識を過度に抱き、怨念を強くした限度にとどまるとする一方で、「被告人の行動は合目的的で首尾一貫しており、犯行の動機も、現実の出来事に起因した了解可能なものであること」を強調していることからすると、妄想の影響から区別された平素の人格の影響で犯行がもたらされた、という21年決定の枠組みに従った判断を行っているといえる。27年判決の意義は、統合失調症を念頭に2009年・2019年の司法研究報告書及び21年決定が定立した判断枠組みを妄想性障害にも適用したことにある、といえる。

35) 林美月子「精神鑑定を採用しえない合理的事情」『刑事法の未来——長井圓先生古稀記念』(信山社、2017年)64頁。

本判決については、①②の事情があるからこそ、本件犯行をもととの人格に基づく判断によって犯したとの評価が可能になっていると指摘されている³⁶⁾。また、③が特に重要であるとし、そのうち、妄想の内容が生命、身体を狙われているという差し迫ったものでないことは、妄想の内容が犯行の意思決定を強いるものではなく、犯行の動機の1つを与えるにすぎないことが、責任能力を肯定する方向で評価された、との指摘もある。さらに、隣人らから疎まれ警戒されていたことが事実であり、妄想の内容が現実とかけ離れた虚構ではないことについては、妄想を経由しない動機形成ルートが存在しており、妄想は恨みの強化によりそれを強化したにすぎない位置づけになるし、この強化作用がどれほど病的体験の産物であるかの度合いも、妄想自体が現実的基礎を有していることによってやや低く見積もることが許される、という趣旨に理解できるとされている³⁷⁾。そして、本判決において残された課題は、本件のように、妄想を抱く以前から殺害の機会を窺っていたのではなく、妄想の影響ではじめて意思決定に至ったような場合についてまで、妄想の内容が現実的基礎を有していたか否かを重視するかであるとされ³⁸⁾、この点について、仮に妄想が生じた時期と殺意を抱いた時期の先後関係が不明であったとして、動機形成過程における現実的な状況把握と妄想による認識の影響を対比しつつ、前者が大きいといえるのであれば、完全責任能力を認める余地は十分にあり、妄想発生との先後関係に過大な意味を持たせるべきではない、との指摘がある³⁹⁾。

これらの解説にあるように、本判決は、病気と人格（ないし正常な精神作用。以下、略）の二分法を徹底し、病気の犯行への影響から区別して、人格の犯行への影響を見極めることができるという前提に立っている。妄想が犯行動機の1つに過ぎなければ、その動機から犯行への意思決定に至るうえでは人格の要素が作用しており、責任非難の文脈では、自由な意思決定により殺害を決意したという評価に至るであろう。そうだとすれば、妄想を抱いたのちに殺意が発生した場合

36) 橋爪隆「責任能力の判断について」警察学論集 70 巻 5 号（2017 年）162 頁。

37) 小池信太郎「妄想と責任非難」法律時報 90 巻 1 号（2018 年）23 頁。

38) 橋爪・前掲注 36) 163 頁。

39) 小池信太郎「妄想と責任非難に関する小考」慶應法学 40 号（2018 年）156 頁。

であっても、殺意形成において元々の人格が作用したと認められるのであれば、完全責任能力を認める方向に向かうのは指摘される通りであろう。

しかしながら、本判決には批判もある。判決が指摘する②③④の事情は、まさに妄想性障害という精神疾患の特徴そのものであり、被告人の被害妄想のテーマそのものであるという指摘である。また、了解可能性ないし合理性という基準は、統合失調症のように精神機能の分裂や認知障害を伴う場合には有効となりうるとしても、妄想性障害のような知的活動に欠損のない場合に適しているかにも疑問があるとされる。実際の隣人トラブルという現実的な基礎をもつということと、妄想体系が形成され、それが容易には撤回しえないということとは妄想性障害の場合には両立しうるのであって、現実的な基礎をもつということが妄想性障害の影響を否定する論拠にはなりえない、というのである⁴⁰⁾。他にも、判決が指摘する③について、五十嵐鑑定意見も、了解可能な第二次妄想による場合も妄想性障害に含めるとしているのであるから、当然に同意見の前提になっているし、④についても、精神医学的には妄想性障害の特徴であるから、鑑定意見がこれらを取りあげて妄想性障害の影響は低かったとしていないのは理解できることであり、さらに①②について、鑑定意見も地域的社会的背景要因、被告人の元来の性格特徴等を見落としているわけではないのではないか、という指摘もされている⁴¹⁾。

このように、27年判決の立場とそれに批判的な立場が鋭く対立しているのであるが、その要因に関して、裁判所が認定していない事実を基礎としたり、反対に裁判所が認定している事実を基礎としていない、といった鑑定の前提条件に食い違いがある場合ではなく、同様の事実に対する裁判所と鑑定人との評価の違い

40) 岡上雅美「妄想性障害と責任能力」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集〔上巻〕』（成文堂、2016年）294頁。これに対して、嫌がらせを現実を受けたことで憎しみを募らせたことが犯行動機になり大量殺人に及んだ場合、憎しみを抱いたことは非難できないものの、大量殺人を決意したことは非難可能であるから、妄想性障害の場合も、妄想の内容が現実の出来事に近似するもので、犯行動機となった憎しみもそれに根差しているというのであれば、この場合に準じた評価が可能である、との反論がある。小池・前掲注39) 154頁。この反論は、犯行決意に妄想以外の意思決定が関わっていれば非難可能であるとの趣旨だと思われるが、元の批判の眼目は、本判決が指摘する③について、妄想に現実的基盤があるからといって、被告人の本来の人格が犯行に影響したことにはならないという点にあると思われる。

41) 林・前掲注35) 74頁。

が、ここでの両者の差異の中心となっている、との見方がある⁴²⁾。要するに、鑑定をどれだけ尊重するかという問題であるというのであろう。この見方は誤りではないものの、採用し得ない合理的な事情が認められない限り、鑑定意見を十分に尊重すべき、とした20年判決自身が、採用し得ない合理的な事情の1つである「鑑定の前提条件」に問題がないかの検討において、「結論を導く過程にも、重大な破たん、遺脱、欠陥は見当たらない」ことを指摘していたことを看過することはできない。裁判所からみた鑑定意見の推論の合理性は、20年判決の当初から「前提条件」に含まれていたと言わざるを得ない。実際に、「前提条件」から「結論に至る推論過程」を除外してしまうと、極端な場合、鑑定が不可知論の立場から、精神障害から犯行へと至る機序について一切説明をしていないような場合であっても鑑定意見を尊重すべきということになるが、精神障害にも様々な程度がある以上そのような立場は採り得ないものと思われる。むしろ問題は、精神障害が犯行に及ぼす影響から独立して人格が犯行に及ぼす影響を判断しようとする21年決定の判断枠組みではないだろうか。このような発想を前提とすると、精神障害から犯行に至る機序の説明が説得的かを検討する際にも、人格の影響を考慮していないため説得力がない、という判断がされてしまう可能性が高くなると思われる。そして、妄想に基づく症状以外の点では正常な判断能力が保たれているという妄想性障害の特性からすると、人格の犯行への影響を病気の影響から独立して判断する発想は、妄想の影響を低く見積もることにつながりやすいように思われる。

2. 洲本事件大阪高裁判決

次に、妄想の強い影響により、自己の復讐を果たすとともに、精神工学戦争の実在を明るみに出したいとの動機に基づいて近隣住民5名を殺害した事件について心神耗弱を認定し、原審の死刑判決を破棄し心神耗弱を言い渡した洲本事件の大阪高裁判決⁴³⁾を見てみたい。

42) 箭野章五郎「判批」法学新報125巻1・2号(2018年)196頁。林・前掲注35)74頁も参照。

43) 前掲注21)・大阪高判2020(令2)・1・27。

この事件で第1審は妄想性障害を否定し、被告人は薬剤性精神病に罹患していたものの、犯行への病気の影響は小さいとする鑑定に依拠して完全責任能力を認定していたが、本判決は新たな鑑定に基づき、妄想性障害が悪化したことによる犯行である、としている。控訴審鑑定は、犯行時、被告人は、操作的診断基準によれば妄想性障害に罹患しており、犯行時は症状が悪化し、長年かけて体系化した被害関係妄想、妄想知覚、被影響妄想、解釈妄想、妄想追想などが非常に活発な状態だったとし、判決はこの鑑定に信用性を認めている。注目すべきなのは、検察官が控訴審鑑定は、いわゆる不可知論に近い立場を採っているものと評価すべきであり、病理的な部分と健常部分とがそれぞれ犯行にどのような影響を与えたか、特に健常部分が犯行に及ぼした影響はどの程度かについての分析的な結論は示されていない、と主張したのに対し、裁判所が、鑑定人は、妄想性障害は生来の人格と精神障害とが不可分的に結びついているという特質があるから、どこまでが健常であって、どこまでが病理的なのか、区別ができない部分があると述べているにすぎず、無自覚に不可知論をとっているわけではないこと、専門家であっても、明確に分けて論じることができない事柄である以上、病気や病状の重症度から判断するほかない、という鑑定人の見解に何ら不当な点はない、としていることである。ただし、判決も鑑定の意見を無批判に判断の基礎に置いているわけではない。犯行動機について、鑑定人は、自己の身を守るためという目的があったと認めているが、裁判所は、犯行時及び犯行直後の発言等からして、犯行目的は、第1に復讐であり、次に、精神工学戦争の存在を裁判の場で明らかにするというものであったと考えられ、犯行時に、切迫した恐怖を感じていたわけではなく、直接的に殺害を促すような幻覚、妄想等の症状があったわけでもない、と認定している。また、殺害に直結するような命令性の幻覚や幻聴はなく、殺害行為に及ばなければならないほど切迫した恐怖感までは抱いていなかったことから、妄想の影響により、直接的に行為を支配された結果本件行為に及んだという疑いはなく、制御能力はなお完全には失われていなかった、としている。

この判決の特色は、病気の犯行への影響とは別に、人格の犯行への影響を判断することに自制的な点にあると思われる。犯行目的についての判決の認定も病気の影響を見極める文脈での検討であり、正常な精神作用が働いていたことを強調

するものではない。制御能力の判断も性格等の正常な精神作用の影響の程度を考慮しているわけではなく、あくまでも病気が制御能力にいかなる影響を及ぼしたのかの検討を行うことから導かれている。その点で、本判決の意義について、正常な精神機能の働きとして理解できるかを検討するだけでなく、精神障害が犯行に影響を及ぼした可能性や機序についても十分に検討し、両面を踏まえた総合判断を行わなければならないことを示したという分析⁴⁴⁾の妥当性には疑問がある。

V 結びにかえて

以上のように分析した場合、27年判決と大阪高裁判決の差異はどこに求められるのだろうか。この点について、加古川事件では、妄想がなくても殺意が生じたといえ、病的な妄想が犯行に与えた影響は、「被害者意識や怨念が強化された」という限度に止まり、大きな影響は与えていないと評価されている点で、洲本事件とは異なっている、との見方が示されている⁴⁵⁾。こうした見方は、27年判決による被告人の性格傾向がベースとなって犯行に至った、という評価を前提としている。しかし、妄想の内容が殺害に直結するようなものでなかった点は洲本事件も同様である。問題は、大阪高裁判決が指摘するように、「妄想性障害は生来の人格と精神障害とが不可分的に結びついているという特質があるから、どこまでが健常であって、どこまでが病理的なのか、区別ができない部分がある」ということである。責任能力を判定するうえで、特定の疾患の存在を直ちに責任能力判断に結びつける伝統的な不可知論を前提とすることはできず、その限りで可知論をベースに考えるとしても、だからといって精神医学の知見により明らかにしえないことについてまで可知論を前提としてしまつては、不明なことを想像で補うことになってしまう⁴⁶⁾。正常な精神作用が弁識能力・制御能力にいかなる影響を及ぼしたかは、精神医学の知見によって明らかにし得ることではない⁴⁷⁾。さりとて、証拠の評価という自由心証主義が妥当する場面であることを根拠

44) 稗田雅洋「妄想等が犯行に影響を及ぼした場合の責任能力判断」刑事法ジャーナル 68号 (2021年) 98頁。

45) 稗田・前掲注 44) 100頁。

に⁴⁸⁾裁判所が独自に認定しようとしても、正常な精神作用と精神障害を明確に区分できない場合には、通常の実験則・論理則を用いて判断する⁴⁹⁾ことに合理性が認められないといわざるを得ないのである⁵⁰⁾。

以上の考察からは、2009年・2019年の司法研究報告書や21年決定が提唱する判断枠組みは、少なくとも妄想性障害には適用すべきではない⁵¹⁾、ということになる。

46) 村松・前掲注30) 424頁は、「不可知の部分があることを謙虚に認めつつ理解しようとするのが真の可知論と言うべきであろう」とする。中谷陽二「精神障害者の刑事責任能力」精神神経学雑誌122巻2号(2020年)115頁も、「可知論と不可知論は二者択一ではない。十分な臨床的知識をもって鑑定を行う医師は、常に何ほどかは可知論者であり、何ほどかは不可知論者である」とする。

47) 村松・前掲注30) 426頁は、「犯行への妄想の影響と性格の影響はそれぞれの程度かという問いについては、精神医学はこれに答える専門性を持たない。持たないとは言わないまでも、きわめて乏しい。なぜなら、精神医学には、ある対象者が妄想を有する場合、その人物のある行動への影響について、それが妄想によるものなのか性格によるものかを問う風土がないからである」と述べる。これに対して、司法研修所(編)・前掲注23) 97頁、安田・前掲注23) 269頁が参照する、福島章『精神鑑定』(有斐閣、1985年)115頁は、「分裂病者といえども、病的な心の部分と健康な心の部分とが併存しているはずであって、だからこそ心理療法的働きかけや社会復帰などが可能なのである。もちろん、病的な部分が健康な部分を圧倒・支配している場合もあって、この場合は責任無能力と考えるべきであるが、正常に判断・制御をする部分が残っているケースでは、その能力が量的にどのくらい残されているかを検討・評価すべきであろう」とする。しかし、同書には、正常な判断・制御能力の残存度合いの評価方法については説明がないし、この文章自体、病的な部分の犯行への影響が限定的ということになれば、裏返していえば健康な部分が作用したことになる、と指摘しているにとどまり、正常な判断・制御能力の残存度合いを独立して評価することを求めているわけではないようにも思われる。

48) 任介・前掲注12) 664頁。

49) 箭野・前掲注42) 196頁。

50) 27年判決は、発症以前に殺意を抱き、殺害の機会を窺っていたとするが、発症以前は実行に移すことを思いとどまっていたのであるから、もともとの人格が発症後の犯行に影響した程度について安易に判断することはできないのではないだろうか。

51) 既に、岡上・前掲注40) 295頁は、『了解可能性』ないし『合理性』という基準は、統合失調症のように精神機能の分裂や認知障害を伴う場合には有効となりうるとしても、妄想性障害のような知的活動に欠損のない場合に適しているかにも疑問がある」と指摘していた。もっとも、注47)で引用した村松の指摘からすれば、統合失調症についても、本文の判断枠組みを用いてよいかはなお検討が必要であるように思われる。なお、近年における責任能力否定方向の判決の増加は様々な精神障害においてみられるものであり、下級審裁判所の中で過剰な可知論からの脱却が進んでいる可能性がある。